

参考資料

令和7年第1回市議会（定例会）  
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その2）

堺 市



# 目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その2)

議案第 10 号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 11 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 12 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	5
議案第 14 号	堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例	27
議案第 15 号	堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第 16 号	堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	31
議案第 17 号	堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	35
議案第 18 号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	37
議案第 19 号	堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例	41

議案第 20 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	51
議案第 21 号	堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	61
議案第 22 号	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	63

< 議案第 10 号 堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
機関	事務		機関	事務	
(略)			(略)		
1 2 市長	堺市子宮がん検診の実施に関する事務であって規則で定めるもの		1 2 市長	堺市子宮頸がん検診の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
(略)			(略)		
1 4 市長	堺市総合がん検診の実施に関する事務であって規則で定めるもの		1 4 削除		
(略)			(略)		
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)			(略)		
1 2 市長	堺市子宮がん検診における一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの	1 2 市長	堺市子宮頸がん検診における一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		
1 4 市長	堺市総合がん検診における	地方税関係情報、住民票	1 4 削除		

	<u>一部負担金の免除に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの</u>
(略)		
5 8 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
(略)		

(略)		
5 8 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
(略)		

< 議案第 11 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 25 年条例第 4 号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）				別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市榑・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会	(略)			堺市榑・美木多駅前再編整備に係る公共施設用地活用事業者選定委員会	(略)		
(追加)				堺市旧高倉台西小学校跡地活用事業者選定委員会	旧高倉台西小学校跡地の活用に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	10 人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
堺市職員医療審査会	(略)			堺市職員医療審査会	(略)		

(略)

2・3 (略)

(略)

2・3 (略)



<議案第12号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例>

行進及び集団示威運動に関する条例（昭和24年条例第9号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>第5条 第1条の規定に違反して行われた行進又は集団示威運動を計画し、若しくはこれに参加した者、又は第3条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者は、1年以下の懲役又は50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>② （略）</p>	<p>第5条 第1条の規定に違反して行われた行進又は集団示威運動を計画し、若しくはこれに参加した者、又は第3条に規定する申請書に虚偽の事項を記載した者は、1年以下の拘禁刑又は50,000円以下の罰金に処する。</p> <p>② （略）</p>

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第23条（略）</p> <p>第23条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第23条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間</p>

中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

6～9 (略)

中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項第3号において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2～4 (略)

5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

6～9 (略)

堺市職員退職手当支給条例（昭和31年条例第18号）新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（規則で定めるものをいう。以下同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの（第11条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、<u>その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 1～3（略）</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち<u>自己都合退職者（傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）</u>以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち<u>自己都合退職者</u>以外の者でその勤続期間が零の</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（規則で定めるものをいう。以下同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職したもの（第11条第1項各号に掲げる者を含む。<u>以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。</u>）に対する退職手当の基本額は、<u>自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>（退職手当の調整額）</p> <p>第6条の4 1～3（略）</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 退職した者のうち<u>自己都合等退職者</u>以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 退職した者のうち<u>自己都合等退職者</u>以外の者でその勤続期間が零の</p>

もの 零

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの  
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他

のもの 零

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの  
第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他

これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき。

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過したとき。

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の支給制限)

第13条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第14条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第9条第2項又は第5項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第16条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第16条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第16条 1～3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

附 則

（雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置）

9 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定

第16条 1～3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第14条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

附 則

（雇用保険法附則第5条に規定する給付日数の延長に関する暫定措置に伴う経過措置）

9 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第9条第6項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定



する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>（罰則）</p> <p>第14条 第6条（第11条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第14条 第6条（第11条において準用する場合を含む。）の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は100,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第21号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
<p>（罰則）</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は200,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>（罰則）</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は200,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

堺市屋外広告物条例（平成7年条例第38号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 雑則（第28条—<u>第34条</u>）</p> <p>（追加）</p> <p>附則</p> <p>第2章 広告物等の許可</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 許可区域は、本市の区域のうち、禁止区域（<u>第11条第7号</u>に規定する区域を除く。）以外の区域とし、次のとおりに区分するものとする。</p> <p>(1) 第1種許可区域 都市計画法第2章の規定により定められた第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域のうち、第4種許可区域を除く地域</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章（略）</p> <p>第8章 雑則（第28条—<u>第31条</u>）</p> <p><u>第9章 罰則（第32条—第37条）</u></p> <p>附則</p> <p>第2章 広告物等の許可</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 許可区域は、本市の区域のうち、<u>第11条</u>に規定する禁止区域（<u>同条第7号</u>に規定する区域を除く。）以外の区域とし、次のとおりに区分するものとする。</p> <p>(1) 第1種許可区域 都市計画法<u>（昭和43年法律第100号）</u>第2章の規定により定められた第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに市街化調整区域のうち、第4種許可区域を除く地域</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>3（略）</p>

### 第3章 禁止広告物、禁止区域及び禁止物件

#### (禁止区域)

第11条 次に掲げる地域又は場所等（以下「禁止区域」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、第7号に規定する区域において、規則で定める広告物を表示し、又は当該広告物の掲出物件を設置する場合については、この限りでない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域

(2) 都市計画法第2章の規定により定められた第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区又は伝統的建造物群保存地区のうち、市長が指定する区域

(3)～(11) (略)

#### 第8章 雑則

##### (告示)

第29条 (略)

(追加)

(追加)

### 第3章 禁止広告物、禁止区域及び禁止物件

#### (禁止区域)

第11条 次に掲げる地域又は場所等（以下「禁止区域」という。）においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。ただし、第7号に規定する区域において、規則で定める広告物を表示し、又は当該広告物の掲出物件を設置する場合については、この限りでない。

(1) 都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域

(2) 都市計画法第2章の規定により定められた第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区又は伝統的建造物群保存地区のうち、市長が指定する区域

(3)～(11) (略)

#### 第8章 雑則

##### (告示)

第29条 (略)

##### (適用上の注意)

第30条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

##### (委任)

(追加)

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

第30条の2 (略)

第30条の3 (略)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1)～(4) (略)

(5) 第27条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第32条 (略)

(過料)

第32条の2 (略)

(適用上の注意)

第33条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

第33条 (略)

第34条 (略)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

(1)～(4) (略)

(5) 第27条の5第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第36条 (略)

(過料)

第37条 (略)

(削る)

国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(経過措置)

2 前項本文に規定する日（以下「施行日」という。）において、第11条第1号及び第2号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域についての用途地域の変更に関する都市計画が決定されていないときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示がある日までの間は、第11条第1号中「第一種低層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域のうち市長が指定する区域」と、同条第2号中「第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域」とあるのは「第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域」と読み替えて、同条の規定を適用する。

3～11 (略)

(削る)

附 則

(経過措置)

2 前項本文に規定する日（以下「施行日」という。）において、第11条第1号及び第2号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域についての用途地域の変更に関する都市計画が決定されていないときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示がある日までの間は、第11条第1号中「第1種低層住居専用地域」とあるのは「第1種住居専用地域及び第2種住居専用地域のうち市長が指定する区域」と、同条第2号中「第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域」とあるのは「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域」と読み替えて、同条の規定を適用する。

3～11 (略)

堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）新旧対照表（第7条関係）

現行	改正後（案）
<p>第6章 罰則</p> <p>第41条 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第41条 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>



堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）新旧対照表（第8条関係）

現行	改正後（案）
<p>第8章 罰則</p> <p>第55条 第22条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 第27条の規定による命令に違反した者は、3月以下の<u>禁錮</u>又は200,000円以下の罰金に処する。</p>	<p>第8章 罰則</p> <p>第55条 第22条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条 第27条の規定による命令に違反した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は200,000円以下の罰金に処する。</p>

堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年条例第63号）新旧対照表（第9条関係）

現行	改正後（案）
<p>（年金の支給停止）</p> <p>第11条 第9条第1項の規定により年金を支給される障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>懲役又は禁錮</u>の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>（年金の支給停止）</p> <p>第11条 第9条第1項の規定により年金を支給される障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その該当する期間、年金の支給を停止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>(3) (略)</p>

堺市二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例（平成18年条例第63号）新旧対照表（第10条関係）

現行	改正後（案）
<p>（罰則）</p> <p>第6条 第3条第1項の規定に違反して、同項各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3月以下の懲役、200,000円以下の罰金、拘留又は科料に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第6条 第3条第1項の規定に違反して、同項各号のいずれかに掲げる行為をした者は、3月以下の拘禁刑、200,000円以下の罰金、拘留又は科料に処する。</p>

堺市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成20年条例第32号）新旧対照表（第11条関係）

現行	改正後（案）
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) (略)</p>

堺市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第3号）新旧対照表（第12条関係）

現行	改正後（案）
<p>（罰則）</p> <p>第19条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第19条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p>

堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）新旧対照表（第13条関係）

現行	改正後（案）
<p>（罰則）</p> <p>第25条 第14条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>10 （略）</p>	<p>（罰則）</p> <p>第25条 第14条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>2～8 （略）</p> <p>9 前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>10 （略）</p>

< 議案第14号 堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例 >

堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）新旧対照表

現行		改正後（案）																	
別表第2（第10条、第21条関係）		別表第2（第10条、第21条関係）																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>体育室</td> <td>全日 13,820円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>全日 3,130円</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料	体育館	体育室	全日 13,820円	会議室	全日 3,130円	<p>1 体育館専用（団体）使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">体育館</td> <td>体育室</td> <td>全日 13,820円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>全日 3,130円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	使用料	体育館	体育室	全日 13,820円	会議室	全日 3,130円
区分		使用料																	
体育館	体育室	全日 13,820円																	
	会議室	全日 3,130円																	
区分	単位	使用料																	
体育館	体育室	全日 13,820円																	
	会議室	全日 3,130円																	
備考		備考																	
<p>(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）の使用料は、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合には、前号の規定により算定した額。次号及び第5号において同じ。）の3倍以内において市長が定める額を徴収する。</p> <p>(3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の10倍以内、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の20倍以内において市長</p>		<p>(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日等」という。）の使用料は、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合には、前号の規定により算定した額。次号及び第5号において同じ。）の3倍以内において市長が定める額を徴収する。</p> <p>(3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の10倍以内、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の20倍以内におい</p>																	

が定める額を徴収する。

(4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。

(5) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

て市長が定める額を徴収する。

(4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。

(5) 許可を得て、規則で定めた開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金（第1号から第3号までの規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては同号に定める額を基本料金に加算した額とする。）の2割以内において市長が定める額を徴収する。

2 第1プール共用（個人）使用料

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>
<u>第1プール</u>	<u>1人・1回</u>	<u>250円</u>



< 議案第 15 号 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成 5 年条例第 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（一般廃棄物の処理）</p> <p>第 16 条 （略）</p> <p>（追加）</p> <p>（処理困難性の自己評価等）</p> <p>第 17 条 （略）</p>	<p>（一般廃棄物の処理）</p> <p>第 16 条 （略）</p> <p><u>（収集又は運搬の禁止等）</u></p> <p><u>第 16 条の 2 本市（本市から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者を含む。）以外の者は、一般廃棄物処理計画で定められた場所に排出された家庭廃棄物（缶、びんその他の規則で定めるものに限る。）を収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定に違反して同項の家庭廃棄物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為の中止その他必要な措置を命ずることができる。</u></p> <p>（処理困難性の自己評価等）</p> <p>第 17 条 （略）</p>



< 議案第 16 号 堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 >

堺市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 56 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（苦情への対応）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 救護施設等は、その行った処遇に関し、<u>生活保護法第 19 条第 4 項に規定する保護の実施機関</u>から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第 13 条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第 7 号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 栄養士</p> <p>(7) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（生活指導等）</p> <p>第 18 条 （略）</p>	<p>（苦情への対応）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>2 救護施設等は、その行った処遇に関し、<u>保護の実施機関（生活保護法第 19 条第 4 項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）</u>から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第 13 条 救護施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあつては、第 7 号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 栄養士又は<u>管理栄養士</u></p> <p>(7) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（生活指導等）</p> <p>第 18 条 （略）</p>

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3～5 (略)

(追加)

(職員の配置の基準)

第22条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 栄養士

(7) (略)

2 (略)

(生活指導等)

第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する更生計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。

2 救護施設は、入所者に対し、その精神的及び身体的条件に応じ、機能を回復し、又は機能の減退を防止するための訓練又は作業に参加する機会を与えなければならない。

3～5 (略)

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者各人に個別支援計画を作成しなければならない。ただし、一時的又は臨時的な入所者であって、保護の実施機関が個別支援計画の作成を要しないと認めるものについては、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第22条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

(1)～(5) (略)

(6) 栄養士又は管理栄養士

(7) (略)

2 (略)

(生活指導等)

第23条 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体の状態に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならない。ただし、一時的又は臨時的な入所者であって、保護の実施機関が個別支援計画の作成を要しないと認めるものについ

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の更生計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 （略）

（設備の基準）

第27条 （略）

2 第1項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) （略）

ては、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、生活指導等については、第18条（第2項及び第6項を除く。）の規定を準用する。

（作業指導）

第24条 更生施設は、入所者に対し、前条第1項の個別支援計画に従って、入所者が退所後自立するのに必要な程度の技能を修得させなければならない。

2 （略）

（設備の基準）

第27条 （略）

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) （略）



<議案第17号 堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例>  
 堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>堺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>（法第34条の16第1項の条例で定める基準）</u></p> <p>第2条 法第34条の16第1項に規定する条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定めるとおりとする。</p> <p>（追加）</p>	<p style="text-align: center;"><u>堺市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等<u>及び乳児等通園支援事業</u>の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;"><u>（法第34条の16第1項の条例で定める基準）</u></p> <p>第2条 法第34条の16第1項に規定する<u>家庭的保育事業等の</u>条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に定めるとおりとする。</p> <p><u>第3条 法第34条の16第1項に規定する乳児等通園支援事業の条例で定める基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に定めるとおりとする。</u></p>





<議案第18号 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例>

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（園舎に備えるべき設備）</p> <p>第11条 1～3 （略）</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、次の要件を満たす幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>5～10 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例）</p> <p>4 施行日から起算して<u>10年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型</p>	<p>（園舎に備えるべき設備）</p> <p>第11条 1～3 （略）</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、次の要件を満たす幼保連携型認定こども園は、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) （略）</p> <p>5～10 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例）</p> <p>4 施行日から起算して<u>12年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型</p>

認定こども園に係る第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、児童福祉法」とあるのは「又は児童福祉法」と、「かつ、登録」とあるのは「又は登録」と読み替えることができる。

認定こども園に係る第8条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、児童福祉法」とあるのは「又は児童福祉法」と、「かつ、登録」とあるのは「又は登録」と読み替えることができる。

堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（調理室）</p> <p>第13条 認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、次の要件を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（調理室）</p> <p>第13条 認定こども園は、当該認定こども園の保育を必要とする子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、次の要件を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>



<議案第19号 堺市イノベーション投資促進条例の一部を改正する条例>

堺市イノベーション投資促進条例（令和2年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域内（以下「市内」という。）における工業に適した土地及び次条第3号イに規定する都市拠点に、産業に創造や革新をもたらす企業投資を誘導することにより、本市における雇用機会及び事業機会の拡大並びに産業の空洞化の防止を図り、もって、本市の産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 企業立地 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア 別表第1に定める区域（以下「工業適地」という。）内において、企業（個人事業者を含み、営利を目的とするものに限る。以下同じ。）が、<u>固定資産</u>（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）である家屋（住家及び店舗を除く。以下同じ。）を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、若しくはそ</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市の区域内（以下「市内」という。）における工業に適した土地及び次条第3号エに規定する都市拠点に、産業に創造や革新をもたらす企業投資を誘導することにより、本市における雇用機会及び事業機会の拡大並びに産業の空洞化の防止を図り、もって、本市の産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 企業立地 次に掲げる行為をいう。</p> <p>ア 別表第1に定める区域（以下「工業適地」という。）内において、企業（個人事業者を含み、営利を目的とするものに限る。以下同じ。）が、<u>家屋</u>（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第341条第3号に規定する家屋（住家及び店舗を除く。）をいう。以下同じ。）を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、若しくはその建替えを行い、又は<u>償却資産</u></p>

の建替えを行い、又は同条第4号に規定する償却資産を取得して、特定事業所等の新設、拡張又は移転を行うこと。

(追加)

(追加)

イ 別表第2に定める区域（以下「都市拠点」という。）内において、企業が、固定資産である家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、若しくはその建替えを行い、又は法第341条第4号に規定する償却資産を取得して、特定事業所等の新設、拡張

（同条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）を取得して、特定事業所等の新設、拡張又は移転を行うこと。

イ 工業適地内において、企業が、家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、若しくはその建替えを行い、又は償却資産を取得して、脱炭素エネルギー供給拠点の新設、拡張又は移転を行うこと。

ウ 工業適地内において、現に事業拠点（企業が事業の用に供するために設置する経済活動の場所的単位をいう。第6号において同じ。）を有する企業が、特定事業所等の新設、拡張又は移転を伴わずに、償却資産を取得して、当該事業拠点内において次のいずれかを行うこと（既存の償却資産の単なる更新又は買換えによるものを除く。）。

(ア) 成長産業又は特定重要物資・技術に関する事業の用に供する施設（研究所並びに別表第3に定める事業の用に供する工場及び事務所（研究所等の附帯施設を含む。）に係るものに限る。）の新設又は拡張

(イ) 温室効果ガスの大幅な排出削減が見込まれる技術として規則で定めるものの導入

エ 別表第2に定める区域（以下「都市拠点」という。）内において、企業が、家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、若しくはその建替えを行い、又は償却資産を取得して、特定事業所等の新設、拡張又は移転を行うこと。

又は移転を行うこと。

(4)・(5) (略)

(6) 投下固定資産額 企業が特定事業所等の新築、増築及び建替え並びに特定事業所等において実施する事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額をいう。

(7)～(10) (略)

(追加)

(4)・(5) (略)

(6) 脱炭素エネルギー供給拠点 脱炭素化に資するエネルギー又は燃料その他のエネルギー資源を周辺の事業拠点等に供給する事業（以下「脱炭素エネルギー供給事業」という。）を行う拠点であって、受入設備、貯蔵設備、生産設備、加工設備、供給設備等の一連の施設の組合せにより構成されるものをいう。ただし、原子力発電所及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号。以下「市税条例」という。）附則第3条の2第4項から第7項までの規定の適用を受ける特定再生可能エネルギー発電設備を除く。

(7) 投下固定資産額 企業が特定事業所等及び脱炭素エネルギー供給事業（脱炭素エネルギー供給拠点におけるものに限る。以下同じ。）の用に供するために設置する家屋の新築、増築及び建替え並びに特定事業所等において実施する事業、脱炭素エネルギー供給事業、成長産業及び特定重要物資・技術に関する事業並びに第3号ウ(イ)に規定する規則で定める技術の導入の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額をいう。

(8)～(11) (略)

(12) 特定重要物資・技術 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第7条に規定する特定重要物資及び同法第61条に規定する特定重要技術であって規則で定めるものをいう。

(企業立地計画の認定等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する企業で、第8条に規定する市税の不均一課税に係る措置（以下「不均一課税措置」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、企業立地に係る計画書（以下「企業立地計画」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- (1) 第2条第3号アに規定する企業立地を行おうとする企業で、その投下固定資産額が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては1,000,000,000円以上であるもの
- (2) 第2条第3号イに規定する企業立地を行おうとする企業で、その投下固定資産額が1,000,000,000円以上（本社又は研究所を新設し、拡張し、又は本市の区域外（以下「市外」という。）から市内に移転する場合にあつては、100,000,000円以上）であるもの

(追加)

2 企業立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(企業立地計画の認定等)

第3条 次の各号のいずれかに該当する企業で、第8条に規定する市税の不均一課税に係る措置（以下「不均一課税措置」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、企業立地に係る計画書（以下「企業立地計画」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

- (1) 第2条第3号アからウまでに規定する企業立地を行おうとする企業で、その投下固定資産額が中小企業者にあつては100,000,000円以上、大企業者にあつては1,000,000,000円以上であるもの
- (2) 第2条第3号エに規定する企業立地を行おうとする企業で、その投下固定資産額が1,000,000,000円以上（本社又は研究所を新設し、拡張し、又は本市の区域外（以下「市外」という。）から市内に移転する場合にあつては、100,000,000円以上）であるもの（次号に該当するものを除く。）

- (3) 第2条第3号エに規定する企業立地のうち第8条第3項第1号（ウを除く。）又は第2号に規定する家屋又は償却資産に係るものを行おうとする企業で、その投下固定資産額が200,000,000円以上（本社又は研究所を新設し、拡張し、又は市外から市内に移転する場合にあつては、100,000,000円以上）であるもの

2 企業立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。



(1) (略)

(2) 企業立地に係る固定資産の概要、価額及び権利関係に関する事項

(3)・(4) (略)

3 市長は、第1項の規定による企業立地計画の提出があった場合は、次に掲げる事項について審査し、相当と認めるときは、当該企業立地計画を認定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 成長産業に係る企業立地計画の場合については、その事業内容が成長産業に該当することが認められるものであること。

(5) (略)

4 (略)

(認定計画の変更)

第4条 認定企業は、認定計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の承認について準用する。

(1) (略)

(2) 企業立地に係る固定資産(法第341条第1号に規定する固定資産をいう。)の概要、価額及び権利関係に関する事項

(3)・(4) (略)

3 市長は、第1項の規定による企業立地計画の提出があった場合は、次に掲げる事項について審査し、相当と認めるときは、当該企業立地計画を認定するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 脱炭素エネルギー供給事業、成長産業若しくは特定重要物資・技術に関する事業、前条第3号ウ(イ)に規定する規則で定める技術の導入又は第8条第3項第1号エに規定する事業に係る企業立地計画の場合については、その事業内容がそれぞれ当該事業等に該当することが認められるものであること。

(5) (略)

4 (略)

(認定計画の変更)

第4条 認定企業は、不均一課税措置が終了するまでの間において、認定計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の承認について準用する。

(追加)

(承継)

第5条 合併、営業譲渡、持ち株会社化、相続その他の理由により、認定企業の事業を承継した企業は、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、被承継者の認定に係る権利義務を承継することができる。

(市税の不均一課税)

第8条 認定企業が、認定計画に基づいて新築し、増築し、又は建替えを行った家屋及び取得した償却資産で、規則で定めるもの（増築した家屋にあつては、当該増築部分に限る。以下「対象固定資産」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の額は、認定事業を開始した日の属する年の翌年の1月1日（当該認定事業を開始した日が1月1日である場合は、その日）を賦課期日とする年度から起算して5年度分に限り、堺市市税条例（昭和41年条例第3号。以下「市税条例」という。）の規定により課すべき固定資産税又は都市計画税の額に第3項に規定する割合を乗じて得た額とする。

2 認定企業が認定計画に基づいて新築し、増築し、又は建替えを行った特定事業所等に対して課する事業所税（市税条例第88条第1項に規定する資産割に限る。以下同じ。）の額は、認定事業を開始した日以後最初に開始する事業年度から、当該認定事業を開始した日から5

3 認定企業は、不均一課税措置が終了するまでの間において、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(承継)

第5条 合併、営業譲渡、持ち株会社化、相続その他の理由により、認定事業を承継した企業は、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、被承継者の認定に係る権利義務を承継することができる。

(市税の不均一課税)

第8条 認定企業が、認定計画に基づいて新築し、増築し、又は建替えを行った家屋及び取得した償却資産であつて、規則で定めるもの（増築した家屋にあつては、当該増築部分に限る。以下「対象固定資産」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の額は、認定事業を開始した日の属する年の翌年の1月1日（当該認定事業を開始した日が1月1日である場合は、その日）を賦課期日とする年度から起算して5年度分に限り、市税条例の規定により課すべき固定資産税又は都市計画税の額に第3項に規定する割合を乗じて得た額とする。

2 認定企業が認定計画に基づいて新築し、増築し、又は建替えを行った特定事業所等及び脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋に対して課する事業所税（市税条例第88条第1項に規定する資産割に限る。以下同じ。）の額は、認定事業を開始した日以後最初に開始する

年を経過する日以後最初に終了する事業年度まで（個人事業者にあつては、同項の規定の適用を受けることとなった年から起算して5年を経過する年まで）に限り、市税条例の規定により課すべき事業所税の額に次項に規定する割合を乗じて得た額とする。ただし、増築し、又は建替えを行った特定事業所等については、これらの行為により増加することとなった面積分に限る。

3 前2項の割合は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項各号のいずれかに該当する企業（同項第2号に該当する企業にあつては、別表第2に定める都心地域において企業立地を行う場合に限る。）が、次のいずれかに該当する場合 3分の1

ア 本社所在地が市外である企業につき、新たに市内に成長産業に関する事業の用に供する特定事業所等を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行った上で、市外から市内にその本社を移転する場合

イ 成長産業に関する特定事業所等である研究所を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行う場合

事業年度から、当該認定事業を開始した日から5年を経過する日以後最初に終了する事業年度まで（個人事業者にあつては、同項の規定の適用を受けることとなった年から起算して5年を経過する年まで）に限り、市税条例の規定により課すべき事業所税の額に次項に規定する割合を乗じて得た額とする。ただし、増築し、又は建替えを行った特定事業所等及び脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋については、これらの行為により増加することとなった面積分に限る。

3 前2項の割合は、次のとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する家屋又は償却資産 3分の1

ア 本社所在地が市外である企業が、工業適地にあつては成長産業又は特定重要物資・技術に関する事業の、別表第2に定める都心地域（以下単に「都心地域」という。）にあつては成長産業に関する事業の用に供する特定事業所等の取得、新築、増築、賃借又は建替え（以下これらを「整備」という。）を行った上で、当該特定事業所等にその本社を移転する場合における当該本社に係る家屋又は償却資産

イ 工業適地にあつては成長産業又は特定重要物資・技術に関する研究所の、都心地域にあつては成長産業に関する研究所の整備を行う場合における当該研究所の用に供する家屋又は償却資産

ウ 脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋又は償却資産

(2) 第3条第1項第2号に該当する企業が、都市拠点（別表第2に定める中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域に限る。）内に投資を促進する成長産業として規則で定める事業の用に供する特定事業所等を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行う場合  
4分の1

(追加)

(3) 前2号以外の場合 2分の1

4 第2項の規定の適用を受ける特定事業所等であるか否かの判定は、市税条例第88条第1項の課税標準の算定期間の末日の現況により行うものとする。

(認定の取消し等)

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、認定計画に係る認定の全部又は

エ 別表第2に定める中百舌鳥地域（以下単に「中百舌鳥地域」という。）において、中小企業の経営支援を行う団体であって規則で定めるものと連携して規則で定める事業を行う場合における当該事業の用に供する家屋又は償却資産

オ 別表第2に定める泉ヶ丘地域（以下単に「泉ヶ丘地域」という。）内に投資を促進する成長産業として規則で定める事業の用に供する家屋又は償却資産

(2) 都市拠点（中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域に限る。）内に投資を促進する成長産業として規則で定める事業の用に供する家屋又は償却資産 4分の1

(3) 第2条第3号ウに規定する企業立地により取得した償却資産 3分の2

(4) 前3号以外の家屋又は償却資産 2分の1

4 第2項の規定の適用を受ける特定事業所等又は脱炭素エネルギー供給事業の用に供する家屋であるか否かの判定は、市税条例第88条第1項の課税標準の算定期間の末日の現況により行うものとする。

(認定の取消し等)

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、認定計画に係る認定の全部又は

一部を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 認定事業の長期にわたる休止若しくは廃止又は認定計画に従った企業立地の実施がなされていないとき。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(報告及び立入検査)

(追加)

第11条 市長は、適正な不均一課税措置を確保するため必要があると認めるときは、認定企業に対し、規則で定めるところにより、必要な報告を求め、又は当該職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類等进行检查させることができる。

(企業立地に係る奨励策)

第12条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、不均一課税措置のほか、産業集積の高度化、環境との調和、産業用地の維持及び創出並びに企業等における有益な情報の提供に関する施策その他企業立地を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

一部を取り消すことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 不均一課税措置が終了するまでの間において、認定事業が長期にわたり休止され、若しくは廃止されたとき又は認定計画に従った企業立地の実施がなされていないとき。

(4)・(5) (略)

2 (略)

(報告及び立入検査)

第11条 認定企業は、認定事業を開始した日の属する事業年度から不均一課税措置の適用期間が終了する日の属する事業年度までの間、事業年度ごとに、規則で定めるところにより、認定事業の運営状況について市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告のほか、適正な不均一課税措置を確保するため必要があると認めるときは、認定企業に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をしてその事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿、書類等进行检查させることができる。

(企業立地に係る奨励策)

第12条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、不均一課税措置のほか、産業集積の高度化、環境と経済の好循環、産業用地の維持及び創出並びに企業等における有益な情報の提供に関する施策その他企業立地を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

1～4 (略)

(新条例の失効)

5 新条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(新条例の失効に伴う経過措置)

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以前に認定を受けた企業立地計画に基づき特定事業所等を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行った認定企業については、なお従前の例による。

1～4 (略)

(新条例の失効)

5 新条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

(新条例の失効に伴う経過措置)

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以前に認定を受けた企業立地計画に基づき特定事業所等の整備若しくは脱炭素エネルギー供給拠点の新設、拡張若しくは移転を行い、又は償却資産を取得した認定企業については、なお従前の例による。

< 議案第 20 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例 >

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第 33 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成 12 年条例第 33 号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1) 法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認（次号に該当するものを除く。）に係る申請手数料及び法第 18 条第 3 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく審査（次号に該当するものを除く。）に係る審査手数料 1 件 <u>730,000 円</u> 以内において規則で定める額</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 法第 7 条第 1 項又は法第 18 条第 2 1 項の規定に基づく完了検査手数料</p> <p>ア 法第 7 条の 3 第 1 項又は法第 18 条第 2 8 項の特定工程に係る建築物 1 件 <u>478,000 円</u> 以内において規則で定める額</p>	<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第 33 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成 12 年条例第 33 号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1) 法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認（次号に該当するものを除く。）に係る申請手数料及び法第 18 条第 3 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく審査（次号に該当するものを除く。）に係る審査手数料 1 件 <u>814,000 円</u> 以内において規則で定める額</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 法第 7 条第 1 項又は法第 18 条第 2 1 項の規定に基づく完了検査手数料</p> <p>ア 法第 7 条の 3 第 1 項又は法第 18 条第 2 8 項の特定工程に係る建築物 1 件 <u>523,000 円</u> 以内において規則で定める額</p>

イ その他の建築物 1件 518,000円以内において規則で定める額

(4) 法第7条の3第1項又は法第18条第29項の規定に基づく中間検査手数料 1件 430,000円以内において規則で定める額

(5) 法第6条第1項の規定に基づく確認に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の確認申請手数料及び法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

(6) (略)

(7) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認申請手数料及び法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定に基づく審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

(8) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認申請手数料及び法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく審査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額

(9) 法第7条第1項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査の対象となる工事に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の完了検査手数料 1件 18,000円以内において規則で定める額

イ その他の建築物 1件 566,000円以内において規則で定める額

(4) 法第7条の3第1項又は法第18条第29項の規定に基づく中間検査手数料 1件 470,000円以内において規則で定める額

(5) 法第6条第1項の規定に基づく確認に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の確認申請手数料及び法第18条第2項の規定に基づく通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 24,000円以内において規則で定める額

(6) (略)

(7) 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認申請手数料及び法第87条の4において準用する法第18条第3項の規定に基づく審査手数料 1件 24,000円以内において規則で定める額

(8) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認申請手数料及び法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第3項の規定に基づく審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

(9) 法第7条第1項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査の対象となる工事に係る建築物に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の完了検査手数料 1件 20,000円以内において規則で定める額



- (10) 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査手数料 1件 18,000円 以内において規則で定める額
- (11) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査手数料 1件 12,000円
- (12)～(59) (略)
- (60) 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額
- (61) 法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1件 365,000円以内において規則で定める額
- (62) 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額
- (63) 法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1件 365,000円以内において規則で定める額

- (10) 法第87条の4において準用する法第7条第1項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査手数料 1件 20,000円 以内において規則で定める額
- (11) 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査手数料 1件 14,000円
- (12)～(59) (略)
- (60) 法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 814,000円以内において規則で定める額
- (61) 法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1件 407,000円以内において規則で定める額
- (62) 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 814,000円以内において規則で定める額
- (63) 法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1件 407,000円以内において規則で定める額

(64)～(68) (略)

(69) 政令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 584,000円以内において規則で定める額

(70) (略)

(追加)

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為に係る建築物で、同法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならないものに係る前項第3号の規定の適用については、同号ア及びイ中「額」とあるのは「額に、428,100円以内において規則で定める額を加算した額」とする。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料）

第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、

(64)～(68) (略)

(69) 政令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 651,000円以内において規則で定める額

(70) (略)

2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する要確認特定建築行為であって建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当するもの又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為であって同令第2条第1項第1号に該当するものに係る前項第1号の規定の適用については、同号中「額」とあるのは、「額に、982,600円以内において規則で定める額を加算した額」とする。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る第1項第3号の規定の適用については、同号ア及びイ中「額」とあるのは、「額に、815,200円以内において規則で定める額を加算した額」とする。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料）

第34条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、

次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

- (1) (略)
- (2) 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく申出に係る審査手数料  
1件 730,000円以内において規則で定める額
- (3) (略)
- (4) 法第6条第2項の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

(5)～(8) (略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)

第34条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

- (1) 法第53条第1項の規定に基づく認定又は法第55条第1項の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の認定に係る認定申請手数料 1件 3,290,900円以内において規則で定める額
- (2) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含

次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

- (1) (略)
- (2) 法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく申出に係る審査手数料  
1件 814,000円以内において規則で定める額
- (3) (略)
- (4) 法第6条第2項の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 24,000円以内において規則で定める額

(5)～(8) (略)

(都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料)

第34条の3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は申出をする者から徴収する。

- (1) 法第53条第1項の規定に基づく認定又は法第55条第1項の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の認定に係る認定申請手数料 1件 3,342,600円以内において規則で定める額
- (2) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含

む。以下この条において同じ。)の規定に基づく申出に係る審査手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額

(3) (略)

(4) 法第54条第2項の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

(5) 法第55条第1項の規定に基づく変更(第1号の規則で定める変更を除く。)に係る認定申請手数料 1件 1,647,700円以内において規則で定める額

(6) 法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(規則で定める変更に限る。)に係る証明手数料 1件 1,240,000円以内において規則で定める額

(7) 法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(前号の規則で定める変更を除く。)に係る証明手数料 1件 620,600円以内において規則で定める額

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。

(1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物

む。以下この条において同じ。)の規定に基づく申出に係る審査手数料 1件 814,000円以内において規則で定める額

(3) (略)

(4) 法第54条第2項の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 24,000円以内において規則で定める額

(5) 法第55条第1項の規定に基づく変更(第1号の規則で定める変更を除く。)に係る認定申請手数料 1件 1,672,700円以内において規則で定める額

(6) 法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(規則で定める変更に限る。)に係る証明手数料 1件 3,342,600円以内において規則で定める額

(7) 法第55条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(前号の規則で定める変更を除く。)に係る証明手数料 1件 1,672,700円以内において規則で定める額

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料)

第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。

(1) 法第11条第1項若しくは第12条第2項の規定に基づく建築物

エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「判定」という。）又は法第12条第2項後段若しくは第13条第3項後段の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の判定に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 1件 1, 237, 700円以内において規則で定める額

(2) 法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく変更（前号の規則で定める変更を除く。）の判定に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 1件 619, 500円以内において規則で定める額

(3) 法第12条第2項又は第13条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に係る証明手数料 1件 619, 500円以内において規則で定める額

(4) 法第34条第1項の規定に基づく認定又は法第36条第1項の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の認定に係る認定申請手数料 当該認定又は当該変更の認定に係る計画における一の建築物ごとに1件 3, 286, 300円以内において規則で定める額

(5) 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく申出に係る審査手数料 1件 730, 000円以内において規則で定める額

(6) 法第35条第2項の規定に基づく申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲

エネルギー消費性能適合性判定（以下この号及び次号において「判定」という。）又は法第11条第2項若しくは第12条第3項の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の判定に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 1件 3, 337, 900円以内において規則で定める額

(2) 法第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく変更（前号の規則で定める変更を除く。）の判定に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 1件 1, 670, 400円以内において規則で定める額

(3) 法第11条第2項又は第12条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に係る証明手数料 1件 1, 670, 400円以内において規則で定める額

(4) 法第29条第1項の規定に基づく認定又は法第31条第1項の規定に基づく変更（規則で定める変更に限る。）の認定に係る認定申請手数料 当該認定又は当該変更の認定に係る計画における一の建築物ごとに1件 3, 337, 900円以内において規則で定める額

(5) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定に基づく申出に係る審査手数料 1件 814, 000円以内において規則で定める額

(6) 法第30条第2項の規定に基づく申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第20条第1項第2号又は第3号に掲

げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料  
ア・イ (略)

(7) 法第35条第2項の規定に基づく申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 21,000円以内において規則で定める額

(8) 法第36条第1項の規定に基づく変更(第4号の規則で定める変更を除く。)に係る認定申請手数料 当該変更の認定に係る計画における一の建築物ごとに1件 1,645,400円以内において規則で定める額

(9) 法第36条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(規則で定める変更に限る。)に係る証明手数料 1件 1,237,700円以内において規則で定める額

(10) 法第36条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(前号の規則で定める変更を除く。)に係る証明手数料 1件 619,500円以内において規則で定める額

(11) 法第41条第1項の規定に基づく認定申請手数料 1件 3,284,300円以内において規則で定める額

(その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る手数料)

第40条 その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

げる区分に該当する建築物が含まれる場合における次の審査手数料  
ア・イ (略)

(7) 法第30条第2項の規定に基づく申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機の審査手数料 1件 24,000円以内において規則で定める額

(8) 法第31条第1項の規定に基づく変更(第4号の規則で定める変更を除く。)に係る認定申請手数料 当該変更の認定に係る計画における一の建築物ごとに1件 1,670,400円以内において規則で定める額

(9) 法第31条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(規則で定める変更に限る。)に係る証明手数料 1件 3,337,900円以内において規則で定める額

(10) 法第31条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更(前号の規則で定める変更を除く。)に係る証明手数料 1件 1,670,400円以内において規則で定める額

(削る)

(その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る手数料)

第40条 その他の証明、写しの交付又は公簿等の閲覧等に係る事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1)～(9) (略)

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項、第36条第1項又は第41条第1項の規定に基づく認定に係る証明手数料 1件 200円

(11)～(15) (略)

2 (略)

(1)～(9) (略)

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項又は第31条第1項の規定に基づく認定に係る証明手数料 1件 200円

(11)～(15) (略)

2 (略)





< 議案第 2 1 号 堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成 2 0 年条例第 3 3 号）新旧対照表

現行							改正後（案）									
（退職報償金支給の制限） 第 8 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) （略） 別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表 （単位 千円）							（退職報償金支給の制限） 第 8 条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者 (2)～(5) （略） 別表（第 2 条関係） 退職報償金支給額表 （単位 千円）									
階級	勤務年数	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上	階級	勤務年数	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上
	団長	239	344	459	594	779	979		団長	239	344	459	594	779	979	1,079
	副団長	229	329	429	534	709	909		副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
	分団長	219	318	413	513	659	849		分団長	219	318	413	513	659	849	949
	副分団長	214	303	388	478	624	809		副分団長	214	303	388	478	624	809	909

班長	204	283	358	438	564	734	
團員	200	264	334	409	519	689	

班長	204	283	358	438	564	734	<u>834</u>
團員	200	264	334	409	519	689	<u>789</u>

< 議案第 2 2 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 >

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成 2 8 年条例第 4 9 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（地域手当）</p> <p>第 1 0 条 職員には、地域手当を支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>1 0 0 分の 1 0</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第 2 4 条 （略）</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>1 3, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（地域手当）</p> <p>第 1 0 条 職員には、地域手当を支給するものとし、その月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に <u>1 0 0 分の 1 2</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（義務教育等教員特別手当）</p> <p>第 2 4 条 （略）</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員については、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。</p> <p>3・4 （略）</p>

令和7年第1回市議会（定例会）  
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その2）

---

令和7年2月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-24-0031

